

(別紙)

諮問庁 世田谷区長
諮問日 令和4年4月26日
諮問番号 諮問第126号

答 申 書

答申日 令和5年6月20日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

諮問第126号案件「個人情報等一部開示決定処分（令和3年12月15日付第85号）」について、一部開示とした決定は妥当である。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、世田谷区長（処分庁）が世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して令和3年12月15日付けで行った個人情報等一部開示決定処分（第85号）（以下「本件処分」という。）のうち、条例第21号第7号に該当するとして非開示とした部分（以下「本件審査請求対象部分」という。）について、請求人が、その開示を求める事案である。なお、本件処分のうち、条例第21条第3号に該当するとして非開示とした判断は、本件審査請求の対象とされていない。

2 手続の特記事項

条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、条例第43条第1項により行政不服審査法第9条第1項の適用を除外することから、本件

においても審理員による審理手続を省略した。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

これに対して、条例第21条第3号は、非開示情報を「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。（略）」と規定している。

さらに、条例第21条第7号は、「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（略）」と規定している。その点につき、本区が作成している「個人情報保護制度の手引（令和3年3月）」には、「（略）2 これらの情報は、事務又は事業の執行前又は執行中のみならず、執行後においても、開示することにより将来の同種の事務又は事業に同様な支障が生じるおそれがある場合には、非開示とする。3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格（目的、その目的達成のための手法等）に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすかどうかを判断する趣旨である。4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を開示することの利益と支障とを比較衡量した結果、開示する利益を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のもをいう。この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることについて、「法的保護に値する蓋然性」が認められなければならない。（略）」と記載されている（80頁）。

2 処分内容及び理由

実施機関は、本件開示請求につき、請求人に関する支援記録（以下「本件審査請求対象文書」という。）の一部がそれぞれ条例第21条第3号及

び第7号に該当するとして、本件処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第21条第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するため。」

「当該部分には、実施機関内部、他の実施機関、外部機関又はその他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されており、開示することにより、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第21条第7号（行政運営情報）に該当するため。」

「当該部分には、開示請求者に対する職員の観察内容及び評価が有りのままに記載されており、開示することにより、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第21条第7号（行政運営情報）に該当するため。」

第4 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書及び陳述書により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- (1) 請求人（親権者）の実子に関する情報のため、実施機関がどのように処遇を決定しているか、どう評価したか等の詳細を親権者として知る権利がある。
- (2) 請求人の実子そのものの情報は、事実であり、開示されるべきである。開示された資料において、非開示に該当しない部分も一緒にたにマスキングされているおそれがある。
- (3) 実施機関の主張には、条例の解釈がどのように及ぶのか具体性が乏しく、不明確である。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 上記1(1)～(3)のいずれについても争う。
- (2) 実施機関は、請求人の上記1(1)の主張に対して、以下のとおり主張する。

本件一部開示決定通知書の別紙「2 開示しない部分及び理由」(2)

について、当該部分には、世田谷区児童相談所（以下「児童相談所」という。）内部における審議、検討、協議に関する事柄や、児童相談所と外部関係機関（児童養護施設、教育機関、医療機関等）又はその他の関係者との間における連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されている。児童相談所の事務は児童に関する相談・支援事務であるところ、当該事務に関する内部又は外部関係機関との間での協議内容等が開示されると、率直な意見交換、情報共有、意思決定等に影響が出るなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該部分については、地方公共団体が行う事務に関する情報であって開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第21条第7号に規定する非開示情報（行政運営情報）に該当する。

本件一部開示決定通知書の別紙「2 開示しない部分及び理由」（3）について、当該部分には、児童相談所の相談・支援事務の中で作出された開示請求者に対する観察内容及び評価がありのままに記載されているところ、かかる観察内容及び評価には主観的表現も含まれており、これらがすべて開示されると、対象者についての適正かつ詳細な観察、評価の記録が困難になるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該部分については、地方公共団体が行う事務に関する情報であって開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第21条第7号に規定する非開示情報（行政運営情報）に該当する。

請求人は、実子に関する情報について、実施機関がどのように処遇を決定しているかを親権者として知る権利があるから違法又は不当であると主張し、本件処分の一部を取り消すことを求めていると解される。しかしながら、条例は、開示請求者の知る権利、自己情報コントロール権等を前提として保有個人情報等を原則開示することとしながら、一方で、本人や第三者の権利利益、公共の利益等を保護する必要性から、一定の非開示情報に該当する場合には開示しないことを定めている。したがって、実施機関が条例に基づき非開示情報に該当する情報を開示しないことは、開示請求者の知る権利等を違法又は不当に侵害することにはあたらないから、本件処分が違法又は不当であるとする請求人の主張には理由がない。

以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 論点整理

本件審査請求対象部分は、条例第21条第7号が規定する非開示情報に該当するか。

第6 答申の理由

当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象部分には、実施機関内部又は他の実施機関若しくは外部機関その他の関係者との間で行われた連絡調整や対応方策等に関する事項、実施機関の職員の請求人に対するありのままの観察内容、実施機関の職員の相談事案に対する評価等が記載されている（これに当たらない請求人の子に関する事実の記載部分は、開示されている）ことを確認した。

実施機関の職員は、対象児童、当該児童の保護者等との信頼関係を築き、必要な支援や助言を行っていくことが重要であるとともに、区の相談・支援事務は、各関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき支援を行っていることから、外部機関その他の関係者との信頼関係がとりわけ重要である。

請求人は、本件審査請求対象部分を開示するよう求めているが、実施機関が主張しているとおり、本件審査請求対象部分を開示した場合、実施機関と請求人との間で観察内容や評価について認識に違いがある場合には、当該相談や支援に係る事務における実施機関と請求人との信頼関係の構築が困難になるおそれがあること、またありのままの情報が公開されてしまうと、区と連携している施設の職員が萎縮してしまい必要な情報が区に報告されなくなること、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されること等の影響が生じるおそれがある。すなわち、本件審査請求対象部分の開示は、実施機関が実施する相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が条例第21条第7号に該当することを理由に当該部分を非開示としたことは妥当である。

第7 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

第8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年4月26日	(諮問第126号) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和4年5月23日	(令和4年度第2回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和4年7月4日	(令和4年度第3回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年8月2日	(令和4年度第4回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年9月15日	(令和4年度第5回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年10月4日	(令和4年度第6回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年12月6日	(令和4年度第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年2月28日	(令和4年度第10回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年6月20日	(答申第126号) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
 副会長 大林 啓吾
 委員 石田 若菜
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志